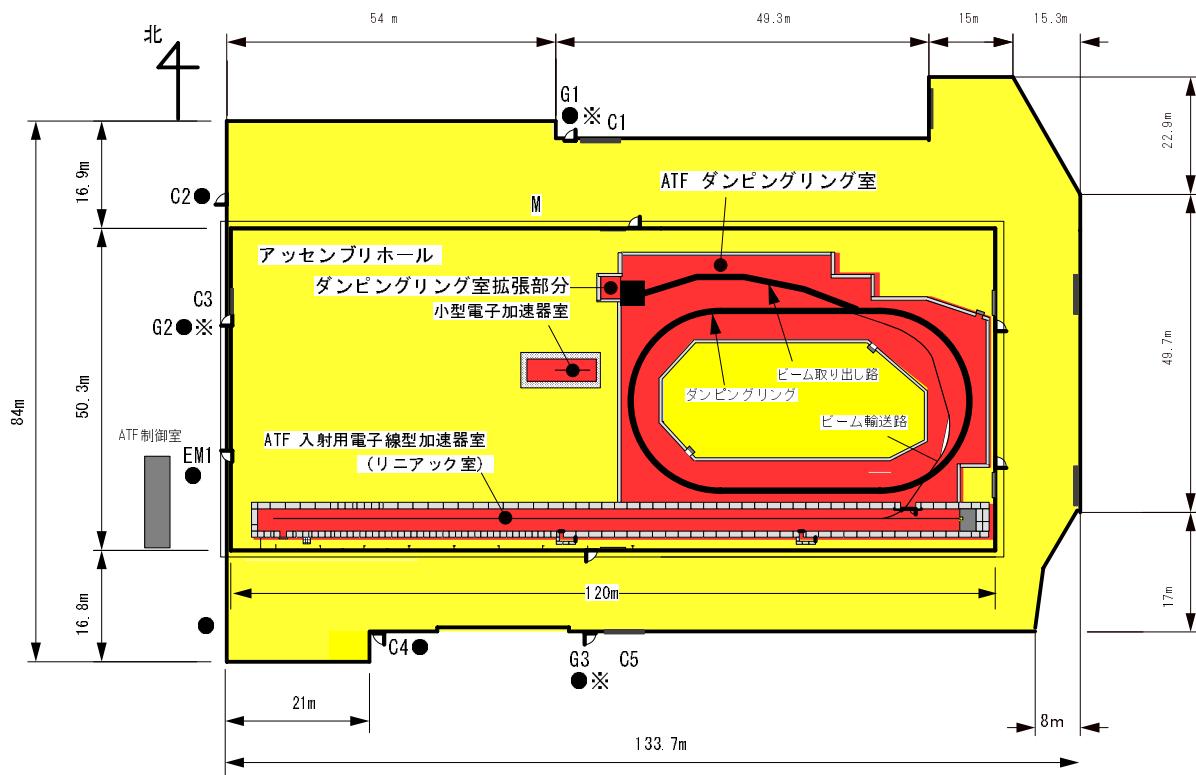


## アセンブリーホールにおける放射線障害防止法施行規則 第22条の3の適用について

2008年10月8日  
放射線取扱主任者

放射線障害防止法施行規則第22条の3に基づき、下記の期間、アセンブリーホール内の一般管理区域を管理区域でないものとみなし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行います。

1. 期間 2008年10月10日から2008年10月20日
2. 場所 アセンブリーホール内の一般管理区域（下記図面の黄色部分）



### 配布先

機構長、(素核研)所長、(加速器)施設長、総主幹、主幹、(共通)放射線管理室員、(管理局)施設部長、建築課長、設備課長、安全衛生推進室